

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	高市内閣の下で進められる防衛力強化の取組 －第 221 回国会（特別会）における防衛論議の焦点－
著者 / 所属	天池 恭子・藤川 隆明・奥利 匡史 / 前外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	486 号
刊行日	2026-8-6
頁	62-76
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260806.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

高市内閣の下で進められる防衛力強化の取組

— 第221回国会（特別会）における防衛論議の焦点 —

天池 恭子
藤川 隆明
奥利 匡史
(前外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 次期戦略三文書に関する議論
3. 防衛装備移転に関する議論
4. ホルムズ海峡への自衛隊の派遣に関する議論
5. 防衛省設置法等一部改正案に関する議論
6. 予備自衛官等兼業特例法案に関する議論
7. 物品役務相互提供協定（ACSA）に関する議論

1. はじめに

2026年2月18日、衆議院議員総選挙を経て、第2次高市早苗内閣が発足した。高市早苗内閣総理大臣は、第221回国会（特別会）冒頭の施政方針演説において、戦略三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（いずれも2022年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定））の策定以降、安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に生じているとし、「本年中に三文書を前倒しで改定します。」と述べ、その上で、我が国にとって望ましい安全保障環境を自ら創出していくための取組も必要であるとして、防衛装備移転三原則における、いわゆる五類型の見直しに向けた検討を加速させる旨見解を示した¹。

第221回国会においては、戦略三文書を見直す背景となる我が国を取り巻く安全保障環境の変化、戦略三文書の改定に向けた主要政策の方針や経費の規模、防衛装備移転政策等について議論が交わされた。また、米国とイランの対立からホルムズ海峡の情勢が悪化したこともあり、我が国から同海峡へ自衛隊を派遣するのか等についても質疑がなされた。

¹ 第221回国会参議院本会議録第1号6頁（2026.2.20）等

また、第221回国会には、自衛隊の任務の円滑な遂行を図ることを目的として、防衛省設置法等の一部を改正する法律案（以下「防衛省設置法等一部改正案」という。）、予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するよう、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（以下「予備自衛官等兼業特例法案」という。）が国会に提出されたほか、防衛省・自衛隊の活動に関する条約として、フィリピン、オランダ及びニュージーランドとの物品役務相互提供協定（以下「ACSA」という。）の承認案件が国会に提出された。これらの国会審議を通じて、主に自衛隊の組織改編や予備自衛官等も含めた自衛隊の人的基盤の強化、同志国等との連携の在り方などについても議論がなされた。

本稿では、これらの議論を中心に、7月22日現在の情報を基に、第221回国会での防衛に関する国会論議を概観する。なお、肩書はいずれも当時のものとする。

2. 次期戦略三文書に関する議論

第221回国会では、政府が年内に改正を目指す戦略三文書に関連する質疑が多く、防衛省予算等の経費も戦略三文書に絡める形で今後の方針が質された。また、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、AIや無人機、継戦能力についても注目が集まった。

（1）戦略三文書の前倒し改定の背景となる政府の安全保障認識

安全保障環境の変化について、政府は、おおむね表1のような認識を持ち、急速な変化に対応し、我が国の独立と平和、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、同文書を前倒しで改定する旨説明した²。なお、本年中に改定すべく検討を進めているが、何月等の具体的なスケジュールは、現時点で決まっていないとされる³。

表1 安全保障環境の変化に関する政府の認識

・法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序への挑戦が勢いを増している。特に、ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、ロシアはウクライナ侵略を4年以上継続しており、核兵器による威嚇とも取れる言動まで繰り返している。 ・インド太平洋では、中国、北朝鮮の更なる軍事力の増強や、中ロやロ朝の連携強化などが見られる。中国の国防費の伸びは、2022年以降で見ても、我が国の防衛費の伸びをはるかに上回っている。 ・各国は、ロシアによるウクライナ侵略を教訓に、無人機の大量運用を含む新しい戦い方や長期戦への備えを急いでいる。ロシアによるウクライナ侵略では、例えば、2、3週間のうちにドローンの性能がアップデートされるといった今までには考えられないような速度のフィードバックサイクルや、電子戦、AI、宇宙、サイバー、情報戦といった要素を駆使した、巧妙さを増したハイブリッド戦が行われている。 ・イランをめぐる状況は日々変化しており、これに対する評価を予断することは困難だが、無人機やミサイルを活用した攻撃の応酬が続いている。 ・ウクライナ侵略が4年以上にわたり続いていることから明らかなとおり、長期戦への備え、すなわち十分な継戦能力の確保がますます重要となっている。

（2）次期戦略三文書における経費

2026年中に戦略三文書の改定がなされた場合、2027年度以降は新たな戦略三文書に基づ

² 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号6頁（2026.4.14）小泉進次郎防衛大臣答弁

³ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第2号26頁（2026.4.8）木原稔内閣官房長官答弁

いて防衛力の強化を進めることとなるため、2027年度以降の経費の方針が国会で審議され、政府からは、おおむね表2の内容が説明された。

表2 次期戦略三文書における経費（防衛省予算、安全保障関連経費）

・予算の前提となる今後の防衛力の具体的な内容は、国民の命を守り抜けるかについての極めて現実的なシミュレーションも含めて様々な観点から検討を行う。具体的には、我が国を取り巻く厳しさを増す安全保障環境や無人機の大量運用を含む新しい戦い方、長期戦への対応の必要性、国際的な技術の動向などを総合的に検討して、具体的かつ現実的に議論を積み上げていく⁴。 ・今後の防衛力の具体的な内容を実現するための防衛費の水準は、我が国の主体的な判断の下、具体的かつ現実的に議論を積み上げ、額としても事業を積み上げていく結果として出てくる。今後の防衛力の強化のために裏付けとなる予算を確保する上で必要な財源の在り方は、財政の持続性、持続可能性にも十分配慮しながら議論していく。防衛力強化の取組を進める中でも、例えば社会保障、教育といった国民生活を支えるために必要な予算をしっかりと確保していくという論点も必要だと考えている⁵。 ・防衛費を含む安全保障関連経費の水準は、現時点で特定の水準を念頭に置いていないが、我が国の主体的な判断の下に、数字ありきではなく、具体的かつ現実的な議論によって積み上げる⁶。 ・次期戦略三文書の下での補完する取組の在り方は、基準も含めて予断をすることは困難だが、防衛力に加えて、外交力、経済力、技術力、情報力、そして人材力を含めた総合的な国力を最大限に活用していくという考え方の下、議論を行う⁷。

（3）A I ・無人アセット防衛能力

諸外国が無人機を大量運用していることも踏まえ、我が国のA Iや無人アセットの能力強化についても質疑がなされた。政府からは、現在の安全保障環境や我が国の人口減少という現実を踏まえ、A Iや無人アセット等の能力強化は喫緊の課題であり⁸、A Iや無人アセットの導入等による徹底した無人化、自動化、省人化やアウトソーシングの一層の活用等を推進して、業務の効率化を通じ、自衛官が自衛官にしかできない任務に専念できる環境を整えることは重要である旨見解が示された⁹。また、自衛官には、専門的な技能が求められるようになり、こうした自衛官の確保や養成が極めて重要との認識が示されている¹⁰。

ア A I分野

小泉進次郎防衛大臣は、A Iが現代の戦闘の帰趨を左右する重要な要素になっている旨述べている¹¹が、戦略三文書の改定については、予断を持って答えられないとし、防衛省としては、引き続きA Iの活用を進めつつ、防衛力強化のための取組についてあらゆる選択肢を排除せずに検討する旨述べるにとどまる¹²。なお、防衛省・自衛隊が活動するに当たって、国際人道法を含む国際法を遵守することは当然であり、これはA Iの軍事利用においても同様である旨見解が示されている¹³。

イ 無人アセット防衛能力

⁴ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号3頁（2026.4.21）宮崎政久防衛副大臣答弁

⁵ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号（2026.5.12）萬浪学防衛省防衛政策局長答弁

⁶ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号3頁（2026.4.21）宮崎政久防衛副大臣答弁

⁷ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号3頁（2026.4.21）宮崎政久防衛副大臣答弁

⁸ 第221回国会参議院本会議録第24号（2026.6.24）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁹ 第221回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号13頁（2026.4.24）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹⁰ 第221回国会参議院本会議録第24号（2026.6.24）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹¹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号4頁（2026.4.2）

¹² 第221回国会衆議院予算委員会会議録第10号36頁（2026.3.12）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹³ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（2026.6.25）小泉進次郎防衛大臣答弁

政府は、ドローンを含む無人アセット防衛能力は、隊員の命を危険にさらすリスクを減少させるとともに、相手の脅威圏においてリスクを取った活動ができる重要な能力だと考えており、諸外国が既にウクライナの教訓も踏まえ、無人アセットを用いた新しい戦い方の構想実現に着手していることを踏まえ、四面環海という海洋国家である我が国の地理的特性を踏まえた、我が国ならではの新しい戦い方を早期に実現する必要があるとし、特に、前線での徹底した無人化、自動化、省人化を進めていく必要がある旨、その際、AIロボティクスへの重点投資、そして、より強固な戦力組成とすることが極めて重要である旨説明している¹⁴。

また、政府は、無人アセットによる多層的な防衛体制（SHIELD）を2027年度までに構築するとしているところ、国会審議で、おおむね表3の内容が明らかになった。なお、SHIELDは、あくまで、島嶼に侵攻する敵を沿岸で食い止めるための無人機を取得するものであり、この他の様々な無人機を含めて、抑止力に実際につながるような防衛力の内容を詰めることは、次期戦略三文書における重要な点とされている¹⁵。

表3 無人アセットによる多層的沿岸防衛体制（SHIELD）について

・ SHIELDは、侵攻部隊から我が国を防衛するために、安価かつ大量の航空ドローン、水上ドローン、水中ドローンを活用することによって非対称的かつ多層的な防衛体制を構築し、我が国への侵攻を阻止、排除するためのものである¹⁶。 ・ SHIELDの構築により、（我が国に対して海上から敵の艦艇が侵攻するに際して、スタンドオフミサイルによって、より早期かつ遠方で阻止、排除に努めるものの、それでもなお）敵艦艇が我が国領土に上陸を試みるに至った場合に、陸海空自衛隊が統合運用の下、多種多様な航空ドローン、水上ドローン、水中ドローンを組み合わせて活用し、敵艦艇や上陸部隊を沿岸部で食い止めることが可能となり、我が国の抑止力、対処力を強化することができる¹⁷。 ・ 我が国として人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器の開発を行う意図は有していないとの立場を明確にしているところ、防衛省が国際法や国内法により使用が認められない装備品の取得や研究開発を行うことはなく、SHIELD構築のために導入する無人アセットについても同様である¹⁸。

（４）継戦能力

政府は、ロシアによるウクライナ侵略では、長期戦への備え（十分な継戦能力の確保）の重要性が明らかになり、各国が対応を急いでいるという認識を示しており¹⁹、継戦能力についても審議が行われた。小泉進次郎防衛大臣は、ロシアによるウクライナ侵略で、あらゆる種類の装備や弾薬が大量に消費されている状況に触れ、長期戦にも対応できる継戦能力の確保は、我が国に侵攻を試みる相手に、事態を長期化させれば侵攻が成功するかもしれないと考える隙を与えないことで、攻撃を思いとどまらせ、事態を未然に抑止するためのものにほかならず、そのためには、弾薬、燃料、医薬品等の備蓄や装備品の可動確保に平素から取り組むことや、生産力を平時から確保、維持しつつ、万が一有事に至った場合には更に急速に拡大できるようにすることで、長期戦にも対応して抑止力を高めることが

¹⁴ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第4号2頁（2026.4.21）伊藤晋哉防衛省整備計画局長答弁

¹⁵ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第2号10頁（2026.4.9）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹⁶ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第3号8～9頁（2026.4.2）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹⁷ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第6号22頁（2026.5.12）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹⁸ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第13号（2026.6.16）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹⁹ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第6号3頁（2026.5.12）小杉裕一防衛装備庁装備政策部長答弁

できる防衛産業を構築することが重要である旨説明している²⁰。また、防衛産業の構築のための施策として、民需が見込めず安定供給確保が困難となる重要装備品の製造設備を国が保有することも含めた国による直接的な関与の強化等が例示された²¹。

（５）その他の分野

ア 反撃能力等のミサイル迎撃能力

政府は、我が国周辺においてミサイル戦力が著しく増強されている中で、ミサイル迎撃能力の更なる向上、あるいは統合防空ミサイル防衛能力という考え方の下で、ミサイル防衛と反撃能力を組み合わせるミサイル攻撃そのものを抑止する体制の構築に努めてきたところであり、こうした点は、戦略三文書改定に向けて、引き続き具体的かつ現実的な議論を積み上げたい旨説明した²²。

イ 次世代の動力を活用した潜水艦

自由民主党と日本維新の会との間の連立政権合意書における、次世代の動力を活用したVLS搭載潜水艦の保有について、小泉進次郎防衛大臣は、「次世代の動力」の選択肢の一つは原子力であるとは述べているものの、現時点で決め打ちをしているわけではなく、メンテナンスや実際の運用の在り方などについても幅広く議論をし、最終的に日本が持つべき新しい動力の潜水艦は何であるべきか、戦略三文書の改定の中において議論をしなければいけない旨見解を示した²³。

ウ 非核三原則

非核三原則の見直しを、戦略三文書の見直しの中で正面から議論すべきではないかと問われた高市早苗内閣総理大臣は、戦略三文書の改定は年末に向けて検討を進めているところで、現時点でその具体的内容や表現ぶりについて予断することは控えるとしつつ、あらゆる課題について議論の俎上にのせる旨見解を示した²⁴。

３．防衛装備移転に関する議論

国産完成品の防衛装備の海外移転を５つの類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）のみとする制約（いわゆる５類型）は、2026年４月に防衛装備移転三原則及び運用指針が改正されたことに伴って撤廃された。今後、戦闘機、護衛艦、潜水艦など全ての完成品の移転が原則可能となる。このような状況下、５類型の撤廃を含めた防衛装備移転三原則の見直しについて、国会で議論が交わされた。政府は、今般の防衛装備移転三原則及び運用指針の見直しのポイントをおおむね表４のように説明し、その意義をおおむね表５のように説明した²⁵。

²⁰ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号（2026.5.12）

²¹ 第221回国会衆議院安全保障委員会会議録第6号3頁（2026.5.12）小杉裕一防衛装備庁装備政策部長答弁

²² 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号8頁（2026.4.23）萬浪学防衛省防衛政策局長答弁

²³ 第221回国会参議院予算委員会会議録第11号（2026.4.7）小泉進次郎防衛大臣答弁、第221回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号6頁（2026.4.24）小泉進次郎防衛大臣答弁

²⁴ 第221回国会参議院決算委員会会議録第9号（2026.7.6）

²⁵ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号5頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

表 4 防衛装備移転三原則及び運用指針の見直しのポイント

・全ての完成品の移転を原則可能とすることと、その上で、防衛装備品を自衛隊法上の武器とそれ以外の装備品に分類した上で、個別の案件ごとに厳格に審査し、移転後の適正管理が確保される場合に限って移転を認め得るとしたこと。 ・特に、自衛隊法上の武器については、過去に移転を認め得るとの判断を行った実績がない場合は、個別案件を国家安全保障会議においてより一層厳格に審査するとともに、移転を認め得ると判断、公表したときは国会に通知し、モニタリング体制の強化等により移転後の適正な管理を確保するとしたこと。
--

表 5 防衛装備移転三原則及び運用指針の見直しの意義

・我が国を取り巻く安全保障環境が加速度的に厳しさを増していることを踏まえ、我が国として平和国家としての理念は堅持し、日本の安全と地域及び国際社会の平和と安定の確保を図っていくこととした。 ・我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、今やどの国も一か国のみでは自国の平和と安全を守ることができず、自国と地域の平和と安全を守るには、防衛装備面も含め、同盟国、同志国と共に助け合うことが必要となっている。 ・防衛装備移転の推進は、同盟国、同志国の抑止力、対処力を強化し、同盟国、同志国と同じ装備品を保有し、生産・維持整備基盤を共有することにより、相互に支援する環境を構築することを可能とし、同時に、有事に必要な継戦能力を支える国内生産能力を確保するという大きな意義を有している。
--

4. ホルムズ海峡への自衛隊の派遣に関する議論

米国とイランの対立からホルムズ海峡の情勢が悪化したことを踏まえ、国会では、特に、自衛隊を中東に派遣するのか、派遣して何ができるのかについて議論がなされた。自衛隊の派遣については、「現時点で、自衛隊の派遣については何ら決まっております」という趣旨の答弁が続いた²⁶。小泉進次郎防衛大臣は、大臣として、自衛隊の安全確保がしっかりとされる中でしか、自衛隊を送るわけにはいかない旨見解を示し²⁷、イランをめぐる米国との状況については、一定の前向きな動きが見られた後にまた真逆の方向に戻る過去なども踏まえて、よく状況を注視することも必要であるとしている²⁸。

そして、自衛隊の活動に当たっては、国際法、国内法の範囲内で必要な対応を検討していく旨説明されている²⁹。この点、例えば、一般論として、自衛隊法第82条に基づく海上警備行動によって、日本関係船舶を保護することが可能である旨、遺棄された機雷など、外国による武力攻撃の一環として敷設されているのではない機雷を除去するということは、自衛隊法第84条の2に基づき、実施することは可能である旨も説明された³⁰。

5. 防衛省設置法等一部改正案に関する議論

第221回国会では、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、自衛隊の組織の改編、防衛副大臣の現行の1名から2名への定数増加、若年定年退職自衛官に対する再就職の支援の拡充、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の措置を講ずる防衛省設置法等一部改正案³¹が、衆参両院における審議を経て、2026年6月26日の参議院本会議

²⁶ 第221回国会衆議院予算委員会議録第15号（2026.6.22）高市早苗内閣総理大臣答弁、第221回国会参議院外交防衛委員会議録第16号（2026.7.16）小泉進次郎防衛大臣答弁等

²⁷ 第221回国会参議院予算委員会議録第4号6頁（2026.3.18）

²⁸ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第14号（2026.6.18）

²⁹ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第14号（2026.6.18）小泉進次郎防衛大臣答弁

³⁰ 第221回国会衆議院予算委員会議録第15号（2026.6.22）高市早苗内閣総理大臣答弁

³¹ 内容等は、藤川隆明「防衛省設置法等改正案による改正内容概観—自衛隊の組織改編・若年定年退職者給付

において多数をもって可決された。以下、改正案をめぐる主な国会論議を取り上げる。

（１）自衛官定数の変更

改正内容に自衛官定数の変更が含まれていたため、国会ではその影響等が質疑された。政府は、自衛官の定数は、自衛隊の任務遂行に必要な部隊等においてあるべき自衛官の人員数を積み上げたもので、実際に各部隊へ配置される隊員数は、年度ごとの人事運用、充足状況を踏まえて決定をしており、定数の変更による部隊等の体制強化が実効的なものになるよう適切に人員配置を行うという考え方であり、本法律案における定数の変更でも任務に支障がないように、十分に考慮をしている旨説明した³²。なお、戦略三文書の改定に伴う定数の在り方は、今後検討を行い、現時点では決まっていない旨説明された³³。

（２）自衛隊の組織改編

ア 航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編

防衛省設置法等一部改正法により、航空自衛隊が航空宇宙自衛隊（略称は「空自」³⁴）となる。自衛隊の名称変更は、1954年の自衛隊創設以来初めてである。政府は、航空宇宙自衛隊へ変える目的や趣旨等についておおむね表 6 のような説明を行い、既存の法律や条約の条文との関係についておおむね表 7 のような整理を行った。

表 6 航空宇宙自衛隊への改編の目的及び趣旨並びに将来体制等

- ・宇宙空間は、自衛隊による指揮統制、情報収集を行う上で重要であるだけでなく、国民生活の中でも生活の基盤そのものになっていることを踏まえ、防衛省では、段階的に体制の強化を進め、宇宙領域における防衛能力を強化してきたが、2026年度に新編予定の宇宙作戦集団は約880名規模に達し、自衛隊として初めて自ら保有、運用するSDA³⁵衛星の打ち上げも予定しており、宇宙空間での情報収集を開始する。こうしたSDA能力の強化により、相手方の指揮統制、情報通信等を妨げる能力の本格的な運用も可能となる。このような取組を通じ、宇宙空間は、単にほかの領域の作戦を補完する領域ではなく、自衛隊が作戦行動を行う領域となり、こうした変化は、空中を飛行することを意味する航空という用語のみでは表現できないことを踏まえ、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊に改編する³⁶。
- ・航空宇宙自衛隊への改編に伴い、所掌事務に宇宙領域に関連する業務がある部隊等や、所掌事務の内容が航空宇宙自衛隊全体に及ぶ部隊等は、（航空から）航空宇宙に名称を変更する。一方、航空総隊は、戦闘機等を運用し防空の任務に当たる部隊で、専ら航空領域において活動するため、名称は変更しない³⁷。
- ・将来体制については、戦略三文書の見直しの中で検討していく考えで、昨年公表した宇宙領域防衛指針の内容も踏まえ、宇宙の防衛能力に必要な体制を強化する³⁸。

金制度の改正等の確認」『立法と調査』No. 483（2026. 4. 30）18～32頁を参照されたい。なお、本法律案が審査された衆議院安全保障委員会において、附帯決議が付されている。

³² 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（2026. 6. 25）伊藤晋哉防衛省整備計画局長答弁

³³ 第221回国会衆議院安全保障委員会会議録第4号8頁（2026. 4. 21）小泉進次郎防衛大臣答弁

³⁴ 森田雄博航空幕僚長記者会見（2026. 6. 30）

³⁵ SDAとは、「Space Domain Awareness」の略であり、宇宙領域把握とも言われ、宇宙状況把握に加え、宇宙機の運用・利用状況及びその意図や能力を把握することを意味する。

³⁶ 第221回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号4頁（2026. 4. 24）小泉進次郎防衛大臣答弁

³⁷ 第221回国会参議院本会議録第24号（2026. 6. 24）小泉進次郎防衛大臣答弁

³⁸ 第221回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号5頁（2026. 4. 24）小泉進次郎防衛大臣答弁

表 7 既存の法律及び条約の条文との関係の整理

・平素からの宇宙領域把握や衛星による画像情報収集など、宇宙に関する警戒監視、情報収集は、その他の領域と同様に、防衛省設置法第4条第1項第4号や第18号を根拠として行っている³⁹。 ・武力の行使の三要件に該当する場合に自衛の措置としての武力の行使を行うことができる地理的範囲が具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるが、宇宙空間が排除されるものではないと認識している。このため、自衛隊法第76条に基づき防衛出動が下令され、武力の行使の三要件を満たす場合に、相手方の指揮統制、情報通信等を妨げる能力を実力の行使の一環として行使することは認められる。その際、専守防衛の範囲内で自衛のための必要最小限度の措置として行使する。武力攻撃に至らない侵害が発生した場合の対応は、個別具体的な状況に即して判断する必要がある、一概に答弁することは困難だが、例えば、自衛隊法第95条に該当する自衛隊の衛星を防護するために必要な措置として妨げる能力を行使することは可能であると認識している⁴⁰。 ・（日米安保条約第5条における施政権との関係で、）宇宙において領有権はないと考えているが、施政権について言えば、我が国の防衛能力や経済社会機能に直結する宇宙アセットに対する攻撃が、我が国の領土並びに国民の生命及び財産の安全と切り離して考えることはもはやできない（要するに、地上において武力攻撃が発生した事態と同様に、我が国にとって極めて深刻な影響を与える）ので、2023年の日米2プラス2で、日米安保条約第5条の発動につながることがあり得るという認識で一致した⁴¹。
--

イ 陸上自衛隊第15旅団の第15師団への改編

陸上自衛隊第15旅団の第15師団への改編について、おおむね表8の説明がなされた。

表 8 陸上自衛隊第15旅団の第15師団への改編の意義等

・規模の点からは約2,300名規模から約3,900名規模への増強となり、沖縄県の防衛警備を担う部隊としての能力を強化し、結果として、南西地域の防衛体制が一層強化され、自衛隊の抑止力、対処力が向上し、我が国への武力攻撃そのものの可能性を低下させることができる⁴²。 ・第15師団への改編に当たり、普通科連隊を一個から二個に増強するとともに、宮古警備隊と八重山警備隊を師団の隷下の部隊とすることによって、現状は一個である防衛の主力となる部隊を、合計で四個保持する体制に増強され⁴³、宮古警備隊と八重山警備隊を第15師団の隷下に置くことで、第15師団は、沖縄の守りに責任を持つ部隊を一元的に指揮することになる⁴⁴。
--

（3）防衛副大臣の1名から2名への増員

防衛副大臣を増員する理由等について、おおむね表9のような答弁がなされた。

表 9 防衛副大臣を増員する理由、シビリアンコントロールとの関係

・陸、海、空にとどまらず、宇宙領域も含めて防衛省が担う領域が増え、サイバーも含めて様々な業務も膨大になってきている。そして、同盟国、同志国との連携も、例えば、政務による各国との会談を含む交流実績がここ10年間で約3倍以上という状況にある。副大臣が東京を離れるときは、大臣が東京にいないと、大臣が海外出張するときは副大臣が東京にいないと。そして、北朝鮮のミサイル事案等緊急的な案件への対応が求められる防衛省において、副大臣を2名体制に増強させることは結果として国民の命と平和な暮らしを守る、そして日本の領土、領海、領空を守り抜くことにつながる⁴⁵。 ・防衛副大臣による防衛大臣の補佐は、防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしており、防衛副大臣の増員は、防衛大臣をよりきめ細やかに補佐することが可能となるため、シビリアンコントロールの強化に資するものである⁴⁶。
--

³⁹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（2026.6.25）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴⁰ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（2026.6.25）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴¹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（2026.6.25）山本文士外務省大臣官房参事官答弁

⁴² 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（2026.6.25）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴³ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（2026.6.25）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴⁴ 第221回国会参議院本会議録第24号（2026.6.24）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴⁵ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号3頁（2026.4.2）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴⁶ 第221回国会衆議院安全保障委員会会議録第4号5頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

なお、防衛副大臣が2名体制となった場合の役割分担は、副大臣2名の経歴などを考慮しつつ防衛大臣が決定することとなるが、基本的な役割分担の考え方としては、省全体として総力を挙げて対応する必要がある危機管理対応等の業務や、全体を俯瞰しながら対応することが望ましい防衛協力等の業務については両副大臣が共通して担当することとし、その他の所掌事務は部局ごとに分担を割り振ることが想定される⁴⁷。

（４）人的基盤の抜本的強化

再就職支援の拡充や若年定年退職者給付金の制度の見直しがなされる。政府は、これらは自衛官としての魅力ある生涯設計の確立の一環である旨説明している⁴⁸。国会審議では、それぞれについて、おおむね表10及び表11のような説明がなされた。

表10 再就職支援の拡充に係る制度改正の背景、今後の方針

・自衛隊法第65条の10では、若年定年等隊員の離職に際しての就職の援助を行うことと規定しており、防衛省が行う就職の援助は離職の際のみに限られていた一方で、防衛省退職後、再就職した者の中には、再就職先の事情や介護などの家庭の事情により、年金受給開始年齢に至る前にやむを得ず再就職先を退職せざるを得ない場合があり、このような実態は、現役の自衛官にとって、退職後の生涯設計への不安を抱くことにつながりかねず、ひいては新たな自衛官を確保する上でも重要な課題となっていた。そのため、関係閣僚会議の自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針を踏まえ、退職した自衛官が65歳に達するまでの間、生活基盤を安定的に確保し、自衛官としての知識、技能、経験を生かして社会で活躍し続けられるようにするため、再び就職の援助を行えるよう、制度を拡充する⁴⁹。 ・法改正により、退職した自衛官が65歳に達するまでの間、再び就職の支援を行えるよう制度を拡充するが、支援の内容について、退職自衛官のニーズも踏まえつつ、よりよい支援ができるよう不断に検討する⁵⁰。
--

表11 若年定年退職者給付金の制度改正の背景、今後の方針等

・若年定年退職者給付金制度創設時（の法案に）、衆参両院において附帯決議が付され、若年定年退職者給付金制度はやむを得ない特別の措置であり、将来は、再就職の実態を踏まえて改めて検討することとされていたところ、当該附帯決議を踏まえ、これまで自衛官の定年年齢の引上げや再就職支援の拡充に努めてきた。その上で、今般、当該制度の運用や自衛官を取り巻く状況の変化を踏まえた検討を行い、勤労者世帯の実支出は50代後半が最も高く、一般労働者の賃金水準のピークも50代前半から後半に移行していること、自衛官確保のために新たな生涯設計の確立が必要となっていること等を踏まえ、給付水準の引上げ等の制度の見直しが必要との結論を得た⁵¹。 ・法改正後の若年定年退職者給付金の支給対象者は、約18万8,000名である⁵²。法改正で、「引き続いて」の要件を廃止することにより、2026年度から2030年度までの5年間で、若年定年退職者給付金の支給対象者は12人増加する見込みである⁵³。 ・各種施策を有効に実施するためには、現状を把握し、課題を明らかにしていくことが必要で、人材確保に資する新たな方策も不断に検討する。若年定年退職者給付金については、防衛省の処遇・給与部会で審議がなされ、本制度の目的等を踏まえ、最も適切かつ自衛官の処遇改善につながる見直しとして取りまとめたものであるため、ほかの案を採用することは考えていない⁵⁴。
--

⁴⁷ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第4号5頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴⁸ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第5号10頁（2026.4.24）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁴⁹ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第4号13頁（2026.4.21）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁵⁰ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第4号18頁（2026.4.21）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁵¹ 第221回国会参議院本会議録第24号（2026.6.24）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁵² 第221回国会参議院本会議録第24号（2026.6.24）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁵³ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第5号10頁（2026.4.24）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁵⁴ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第4号8頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

6. 予備自衛官等兼業特例法案に関する議論

第221回国会では、予備自衛官等兼業特例法案が衆参両院における審査を経て、2026年6月10日の参議院本会議において多数をもって可決された⁵⁵。本法律案により、一般職の国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合には、所轄庁の長又は任命権者の承認を受けることができ、予備自衛官等として招集される期間における勤務時間中の職務専念義務は免除され、兼業の許可は不要になる。また、訓練招集命令又は教育訓練招集命令以外の招集命令に勤務時間中に応じる期間の本務の給与は減額される⁵⁶。さらに、国の責務規定が置かれ、国は、広報活動、啓発活動等を通じて、予備自衛官等の職務の重要性について、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならないとされている。

(1) 特例の措置の効果・影響

現行法の許可と本法律案の承認の法的な違いについて、政府は、前者は、職務専念義務や公務の公正性、信用の確保の観点から、法令により一般的に禁止されている兼業を例外的に解除する行為として位置付けられ、後者は、国家公務員法第104条⁵⁷等の特例を設けるものであり、予備自衛官等の職務が高い公益性を有しており、直ちに公務の公正な執行や信用を害するものではないこと、また、予備自衛官等の円滑な職務の遂行を図るといった政策目的によるものであることを踏まえて、所轄庁の長等の承認とした旨答弁した⁵⁸。

政府は、本法律案の承認については、所轄庁の長や任命権者に兼業の承認を強制するものではないとしつつ、招集の際に所轄庁の長や任命権者が予備自衛官等の出頭を拒否することはできず、限定的承認や条件付承認は想定していない旨説明した⁵⁹。

一般職の地方公務員の給与の取扱いは、国家公務員の特例措置を考慮して各地方公共団体の条例で定められることになるが、政府は、地方公共団体に対して条例を定めることを義務付けていないので、条例の制定は各地方公共団体において個別に判断するものと考えている旨答弁した⁶⁰。また、政府は、地方公共団体への直接的な財政措置の規定はないが、予備自衛官等について周知してもらう場合に必要な支援措置を行う可能性に言及した⁶¹。

長期間の招集による行政サービス低下や周囲の職員の負担増の懸念に対し、政府は、所轄庁の長等は、予備自衛官等の職務の特殊性を理解した上で、個々の職員が担う職務の内容や実態等を踏まえ、兼業の承認に係る判断をすることになり、予備自衛官等の招集に当たっては、可能な限り本来の勤務先の公務に影響を与えないよう努めるとともに、予備自衛官等の兼業を行う国家公務員等の周囲も含め、予備自衛官等の職務の重要性の理解を得られるよう、その周知広報活動に積極的に取り組んでいく旨答弁した⁶²。災害時の招

⁵⁵ 予備自衛官等制度及び本法律案の内容は、天池恭子「予備自衛官等が招集に応じやすい環境の整備に向けた取組—予備自衛官等兼業特例法案の概要—」『立法と調査』No. 484 (2026. 5. 22) 3～12頁を参照されたい。

⁵⁶ 国家公務員の場合。地方公務員の給与は、条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第5項）。

⁵⁷ 他の事業又は事務の関与制限（兼業の許可）の規定

⁵⁸ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026. 6. 9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁵⁹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026. 6. 9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁶⁰ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026. 6. 9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁶¹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026. 6. 9）小野功雄防衛省大臣官房長答弁

⁶² 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026. 6. 9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

集と本務への対応については、政府は、事前に予備自衛官等との間で出頭の可否に係る調整を行った上で招集命令を発するという運用上の措置を講じてきている旨説明した⁶³。

予備自衛官等への志願の任意性に関し、政府は、予備自衛官等はあくまでも本人の志願に基づき採用されるものであり、いかなる人に対しても、いかなる場合であってもその志願を強制されることはなく、これは本法律案が成立し施行された場合であっても何ら変わるものでないとし、本人の自由意思に基づく志願制であることを前提に、本法律案の内容も踏まえつつ、制度全般について丁寧な周知広報活動に努めていく旨答弁した⁶⁴。

勤務時間中に本務の給与の支給を受けつつ予備自衛官等の訓練に従事することになるが、政府は、人事評価には影響なく、不利益な取扱いは生じない旨説明した⁶⁵。

防衛招集や災害招集時に本務の給与が減額されて収入が減る可能性を問われ、政府は、自衛官として支給される俸給や各種手当の内容を踏まえると、必ずしも不利になるとは限らないが、一般職の国家公務員の本務の給与は様々であり、また自衛官として勤務する状況によって給与額が異なるため、給与額を一概に比較することは困難である旨答弁した⁶⁶。

退職自衛官が公務員に再就職する際の影響について、政府は、本法律案においては、国の責務規定を設けており、今後、ホームページやSNSによる情報発信、予備自衛官等制度の周知といった広報啓発活動を一層積極的、効果的に進めていくことに加え、各府省庁とも連携し、大学等や地方公共団体など幅広い層に対して継続的に情報提供を行うことなどを通じて、予備自衛官等の活動に対する理解と協力を一層得られるよう取り組んでいくとし、引き続き、関係閣僚会議による基本方針も踏まえ⁶⁷、公的部門において自衛官としての知識、技能、経験を生かした再就職ができるよう、また、その際、公的機関が退職自衛官の採用に躊躇することのないよう、関係省庁とも連携し取り組んでいく旨答弁した⁶⁸。

小泉進次郎防衛大臣は、充足率向上の効果を問われ、今般の特例を設けることによって、国家公務員等の予備自衛官等の職務に対する意欲の向上につながり、今後、国家公務員等が新たに志願するきっかけにもなり得ると考えており、本法律案が規定する広報活動等を通じて、本法律案における国家公務員等に対する特例の措置を周知、普及することにより、予備自衛官等である従業員を雇用する企業等においても公務員に倣った措置を期待しており、今後の更なる予備自衛官等の充足の向上につなげていきたい旨の考えを示した⁶⁹。

（２）民間企業における環境整備の必要性

民間企業において本法律案と同様の措置の導入を図るための取組について、政府は、予備自衛官等の多くが民間企業に勤務していることを踏まえれば、雇用企業等の理解や協力が必要不可欠であり、予備自衛官等協力事業所表示制度による認定・称揚、即応予備自衛

⁶³ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第7号（2026.5.15）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁶⁴ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第12号（2026.6.9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁶⁵ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第12号（2026.6.9）前健一内閣官房内閣人事局内閣審議官及び坂越健一総務省大臣官房審議官答弁

⁶⁶ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第12号（2026.6.9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁶⁷ 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（2024年12月20日）

⁶⁸ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第12号（2026.6.9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁶⁹ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第7号（2026.5.15）小泉進次郎防衛大臣答弁

官雇用企業給付金等の各種給付制度、長年の協力に対する防衛大臣感謝状の贈呈、防衛省発注の建設工事の総合評価落札方式における予備自衛官等の加点評価、企業の理解醸成のための経済団体や業界団体と連携した広報、予備自衛官等の雇用が人材育成や危機対応能力の向上といった企業側のメリットにもつながることについての積極的な発信に更に取り組むとともに、本法律案における国家公務員等に対する特例の措置を周知、普及させることを通じて、予備自衛官等である従業員を雇用する企業等における理解の促進を図っていくが、雇用企業の理解促進に資する方策については不断に検討していく旨答弁した⁷⁰。

政府は、民間企業で働く予備自衛官等が招集に応じやすい環境整備として、可能な限り訓練に出頭できるよう、年間の訓練日程から出頭可能な日程を柔軟に選択できるようにすることや、事前に出頭可否の調整を行った上で命令を発するなどの運用上の措置を講じてきていることに加えて、今年度からは、訓練出頭の調整を本人のスマートフォン等で行うことができる予備自衛官等管理システムの運用を開始しているなどと説明した⁷¹。

（３）広報・啓発活動の在り方

小泉進次郎防衛大臣は、予備自衛官等の災害派遣における活動について、これまでホームページやＳＮＳによる広報啓発活動を行ってきており、一部の大学において予備自衛官補の教育訓練を受けた実績を大学で必要な単位として認めるなど、予備自衛官等の活動に対する理解と協力が広がっているとし、今後も、これらの活動を一層積極的、効果的に進めるとともに、関係機関とも連携しながら、大学等や地方公共団体に対する情報提供等、幅広い層に対して継続的に周知、広報を行い、予備自衛官等の活動に対する理解と協力を一層得られるように取り組んでいく考えであり、こうした取組により予備自衛官等についての国民の理解の促進を図り、予備自衛官や即応予備自衛官にとっても誇りを持って職務に臨めるようにしっかりと取り組んでいく旨の考えを示した⁷²。

さらに、実際に、雇用企業主からの声等もパンフレットで紹介しており、予備自衛官等としての訓練を通じて身に付けた規律心や使命感が生かされ、職場全体にいい刺激と緊張感をもたらしているとの声もあり、また、退職自衛官の再就職に当たっての経済団体、幅広い業界への働きかけなどの際の予備自衛官等制度への協力依頼に加えて、昨年の経団連、日本商工会議所の各機関誌における予備自衛官等制度に関する記事の掲載等、雇用企業でもある加盟企業等に対する予備自衛官等制度の周知、広報をしたところであり、こうしたことを通じて理解を広げていきたいと思っており、防衛産業関係者との会といった比較的制度に理解や親近感のある方々へのアプローチも大事であり、ＳＮＳの活用も含めて幅広く広報や周知を強化していく必要がある旨答弁した⁷³。

⁷⁰ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026.6.9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁷¹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026.6.9）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

⁷² 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026.6.9）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁷³ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（2026.6.9）小泉進次郎防衛大臣答弁

7. 物品役務相互提供協定（ACSA）に関する議論

ACSAとは、自衛隊と締約国の軍隊との間において、物品・役務の相互の提供を実施する活動及び提供する物品・役務並びに当該提供を実施する場合における決済その他の手続について定めるものである。日本はこれまで、米国、豪州、英国、カナダ、フランス、インド、ドイツ及びイタリアの8か国とACSAを締結してきた。

第221回国会においては、2026年1月15日に署名された日・フィリピンACSA⁷⁴、2025年12月18日に署名された日・オランダACSA⁷⁵及び同年12月19日に署名された日・ニュージーランドACSA⁷⁶（以下これらの協定を「各協定」という。）の承認案件⁷⁷が提出され、衆参両院における審査を経て、2026年6月19日の参議院本会議で多数をもって承認された。

（1）各協定を締結する意義

茂木敏充外務大臣は、各協定を締結する意義について、それぞれ以下のように述べた。

フィリピンについては⁷⁸、シーレーン上の戦略的要衝に位置し、我が国と基本的な価値や原則を共有する包括的・戦略的パートナーであり、近年、安全保障・防衛協力が強化されているとした。その上で、2025年9月に発効した日・フィリピン部隊間協力円滑化協定（RAA）に加えてACSAを締結することにより、自衛隊とフィリピン軍との間の物品・役務の提供が円滑となり、両者が共に活動する現場での緊密な連携が促進されるとともに、インド太平洋を始めとする国際社会の平和と安全に一層積極的に寄与することにつながると説明した。

オランダについては⁷⁹、ロシアによるウクライナ侵略以降、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が表裏一体であるとの認識が深まっているとした上で、日蘭両国は自由、民主主義、人権及び法の支配という基本的価値並びに自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた意思を共有する戦略的パートナーであるとの認識を示した。また、2024年6月にオランダ海軍のフリゲート艦が海上自衛隊との間で初となる二国間共同訓練を実施するなど、安全保障・防衛協力が進展している中、ACSAの締結は、我が国の安全保障に資するのみならず、両国が国際社会の平和と安全に一層積極的に寄与することにつながると述べた。

ニュージーランドについては⁸⁰、自由で開かれたインド太平洋を実現するために、我が国にとって太平洋島嶼国は極めて重要であるとした上で、ニュージーランドは、自由、民主主義、人権及び法の支配という基本的価値を共有するインド太平洋の重要な戦略的協力

⁷⁴ 正式名称は、「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定」

⁷⁵ 正式名称は、「日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定」

⁷⁶ 正式名称は、「日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定」

⁷⁷ 各協定の主な内容等については、奥利匡史「フィリピン、オランダ及びニュージーランドとのACSA—安全保障協力を資する各国との物品役務相互提供協定の概要—」『立法と調査』No. 483（2026. 4. 30）33～42頁を参照されたい。

⁷⁸ 第221回国会衆議院外務委員会議録第13号（2026. 5. 29）茂木敏充外務大臣答弁

⁷⁹ 第221回国会衆議院外務委員会議録第13号（2026. 5. 29）茂木敏充外務大臣答弁

⁸⁰ 第221回国会衆議院外務委員会議録第13号（2026. 5. 29）茂木敏充外務大臣答弁

パートナーであると述べた。また、2025年10月にニュージーランド空軍の哨戒機が海上自衛隊主催の多国間訓練に参加するなど、安全保障・防衛協力が進展する中、ACSAの締結は、両国が国際社会の平和と安全に一層積極的に寄与することにつながると説明した。

このほか、ACSAを締結するメリットについて、政府は、ACSAを締結していない国との間でも、国内法上の要件を満たせば物品の提供は可能であるが、この場合、財政法等の定めによって、貸付料等の適正な対価を交渉する手続が必要になるとの前提に触れた上で、ACSAによって都度交渉するというプロセスが不要となるので、自衛隊と締約国の軍隊が共に活動する現場でのより緊密な連携が促進されると説明した⁸¹。

（２）国内法との関係及び対象となる活動

ACSAと国内法の関係について、政府は、ACSA自体は物品・役務の提供や受領そのものを法的に可能とするものではなく、締約国がそれぞれの国内法令の規定に基づき実施する物品・役務の提供に適用される決済手続等の枠組みを定めるものであり、提供を可能とする根拠は、我が国の場合、自衛隊法を始めとする国内法であると説明した⁸²。この意味で、茂木敏充外務大臣は、ACSAを「出すか出さないかというより、出したときにどのような決済をするかということを決めるもの」と表現した⁸³。

各協定の対象となる活動の例として、自衛隊と締約国の軍隊の双方が参加する訓練、国連平和維持活動、人道的な国際救援活動又は大規模災害への対処のための活動等に加え、各締約国の法令により物品・役務の提供が認められる「その他の活動」が挙げられる。「その他の活動」について、政府は、我が国の場合、存立危機事態に際し締約国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための行動関連措置や、国際平和共同対処事態に際して行う協力支援活動等が含まれると説明した⁸⁴。このうち、存立危機事態について、政府は、ACSAを締結することをもって各国との間で存立危機事態における協力について具体的な想定がなされていることを意味するものではなく、現実の事態に際して、いかなる国といかなる協力を実施するかは、関係国からの具体的な協力要請や国内法令の要件等を踏まえ、我が国が主体的に判断する旨述べた⁸⁵。

（３）ACSAにおける弾薬・武器の扱い

ACSAに基づき提供される物品の区分には弾薬が含まれる⁸⁶。この背景について、政府は、日米防衛協力のための指針の見直しに係る協議の中で米国から弾薬の提供についての期待が示されたことや、これまでの国連平和維持活動（UNMISS：国連南スーダン共和国ミッション）において、韓国部隊の隊員の生命・身体を保護するために自衛隊の弾薬

⁸¹ 第221回国会衆議院外務委員会議録第13号（2026. 5. 29）松尾智樹防衛省防衛政策局次長答弁

⁸² 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第14号（2026. 6. 18）宮本新吾外務省アジア大洋州局南部アジア部長答弁

⁸³ 第221回国会衆議院外務委員会議録第13号（2026. 5. 29）茂木敏充外務大臣答弁

⁸⁴ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第14号（2026. 6. 18）金井正彰外務省アジア大洋州局長答弁

⁸⁵ 第221回国会衆議院外務委員会議録第13号（2026. 5. 29）北川克郎外務省欧州局長答弁

⁸⁶ 日・インドACSAのみ、ニーズがなかったことを理由に、弾薬は提供対象に含まれていない。

のニーズがあり、日本からUNMIS S Sに対して提供した実績があることを挙げた⁸⁷。その上で、2016年に施行された平和安全法制によって、各種事態や平素の活動に際し、関係法令に従って弾薬の提供が可能となったことを踏まえ、必要が生じた場合に、ACSAにおいてあらかじめ定めた決済手続等を適用して円滑に提供できるようにするため、弾薬を適用対象にしたと説明した⁸⁸。他方、弾薬の提供については、緊急の必要性が極めて高い状況下において、拳銃、小銃、機関銃等の他国部隊の要員等の生命・身体を保護するために使用されるものに限って運用するとした上で⁸⁹、ACSAにおいては、例えば誘導ミサイルや魚雷は、相互提供のニーズがないことから提供対象に含まれていないとした⁹⁰。

なお、各協定において武器の提供は明文で除外されている。この理由について、政府は、武器は消耗品ではなく予期せず不足する状況が想定し難いことに加え、他国軍隊から武器の提供を受けたとしても、その操作方法等に熟練していなければ直ちに使用することが困難であるため、各種事態等において提供することが想定されていないと説明した⁹¹。

このほか、茂木敏充外務大臣は、防衛装備移転三原則及びその運用指針とACSAについて、両者は性質・目的が異なるため、防衛装備移転三原則等の見直しを受けてACSAを改正するような関係にあるわけではないとし、ACSAの提供対象に武器を加える検討は行っていないと明言した⁹²。加えて、政府は、締結済みのACSAを改正して武器を対象に加えることは理論上可能であるものの⁹³、現行の国内実施法の範囲を超えるため、この場合、自衛隊法等の改正も必要になる旨説明した⁹⁴。

（４）今後のACSA締結拡大に向けた方針

今後のACSA締結拡大に向けた方針について、政府は、現時点でACSAを交渉中又は交渉開始を具体的に検討中の国はないとした上で、相手国との二国間関係、自衛隊と相手国軍隊との協力実績及び具体的なニーズなどを踏まえ、必要な検討を行うとの方針を示した⁹⁵。なお、韓国とのACSA締結⁹⁶の必要性について問われた政府は、現時点で決まっていることはないとしつつ、日韓間で厳しい安全保障環境についての認識を共有しており、安全保障面を含めた様々な分野における日韓の協力を更に進めるべく、引き続き韓国側と意思疎通をしていくとの考えを述べた⁹⁷。

（あまいけ きょうこ、ふじかわ たかあき、おくり まさふみ）

⁸⁷ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2026. 6. 18）金井正彰外務省アジア大洋州局長答弁

⁸⁸ 第221回国会衆議院外務委員会会議録第13号（2026. 5. 29）宮本新吾外務省アジア大洋州局南部アジア部長答弁

⁸⁹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2026. 6. 18）金井正彰外務省アジア大洋州局長答弁

⁹⁰ 第221回国会衆議院外務委員会会議録第13号（2026. 5. 29）松尾智樹防衛省防衛政策局次長答弁

⁹¹ 第221回国会衆議院外務委員会会議録第13号（2026. 5. 29）宮本新吾外務省アジア大洋州局南部アジア部長答弁

⁹² 第221回国会衆議院外務委員会会議録第13号（2026. 5. 29）茂木敏充外務大臣答弁

⁹³ 第221回国会衆議院外務委員会会議録第13号（2026. 5. 29）貝原健太郎外務省大臣官房参事官答弁

⁹⁴ 第221回国会衆議院外務委員会会議録第13号（2026. 5. 29）松尾智樹防衛省防衛政策局次長答弁

⁹⁵ 第221回国会衆議院外務委員会会議録第13号（2026. 5. 29）宮本新吾外務省アジア大洋州局南部アジア部長答弁

⁹⁶ 日本とのACSAについては、韓国の李在明大統領が「現実的な必要性はある」としつつ、「国民感情として現時点では受け入れ難い」と述べたことが報じられた（『読売新聞』（2026. 6. 9）等）。

⁹⁷ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2026. 6. 18）石川誠己外務省大臣官房審議官答弁